

■ 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブは、保護者が就労や疾病等の理由で、昼間児童の面倒を見ることができないことが、常態(※)となっている小学校1年生から6年生までの児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供することにより児童の健全な育成を図ることを目的に設置された施設です。

※【常態とは】午後2時30分以降保護者が児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続き、施設を週3日以上利用する必要がある状態をいいます。

○ 入室の対象となる児童・入室できる期間

入室対象となるのは、原則として以下の①～④の全てを満たす児童です。

- ① 市内に住所を有し、小学校に通う1年生から6年生までの児童であること
- ② 週3日以上施設利用が必要であること
- ③ 児童クラブへの登室や身の回りのことを一人でできること
- ④ 保護者が下表のいずれかの事由により、午後2時30分以降児童の面倒を見ることができない日が月曜日から土曜日のうち3日以上ある状態が1か月以上続くこと

※週3日以上利用のない月が2か月以上続いた場合は、事情を聴取し、状況によっては退室となります。

※育児休業取得期間中は、原則入室の対象となりません。ただし、4月入室に限り4月30日までに育児休業から復帰することを条件に4月からの入室ができます。また、入室が決定した場合は、育児休業から復帰した後に証明された勤務証明書と申込内容変更届の提出が必要です。

No.	入室事由		入室期間
1	就 労	居宅外又は居宅内で労働していること	就労している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。 ただし、上記④を満たす就労でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
2	求 職 活 動	求職活動をしていること	入室した日から2か月。 ただし、この間に上記④を満たした就労を開始し、勤務証明書を提出した場合は、期間を最長で年度末（3月31日）まで延長します。
3	就 学	就学していること	就学している期間で、最長で年度末（3月31日）まで。 ただし、上記④を満たす就学でない場合は、求職活動と同様の入室期間となります。
4	出 産	保護者が出産予定であること	出産予定日を含めた、最長3か月以内の期間。
5	病 気	疾病又は負傷している状態にあること	左記事由により、入室を必要とする期間で、最長で年度末（3月31日）まで。
	障 害	心身に障害を有していること	
	看 護 ・ 介 護	同居及び別居の親族を常時看護・介護していること	
6	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること	災害復旧が完了するまでの期間で、最長で年度末（3月31日）まで。

※令和5年度も入室を希望する場合は、新たに申込みが必要となります。

※入室希望者が定員を超えた場合は、ご希望に添えず入室できないことがあります。